

令和4年7月14日
全員協議会 資料

【案件】

市が被告となる民事訴訟に係る裁判費用 について

保健福祉部 長寿あんしん課

【民事訴訟の概要】

■内容：

和光市に対し、当該公権力の行使に当たる公務員である訴外東内京一元職員が原告A氏及びその配偶者訴外亡B氏に対し横領ないし窃盗行為を行ったことについて国家賠償法第1条第1項に基づき和光市に損害賠償請求されたもの

■損害賠償請求金額：7,370万円

内訳：訴外東内による横領及び窃盗行為による損害相当金	6,700万円
弁護士費用相当損害金	670万円

■原告：A氏

■原告代理人：A氏の成年後見人であるC弁護士

【経緯の概要】

日付	内容
令和3年12月22日	A氏の成年後見人であるC弁護士から和光市の顧問弁護士である豊泉法律事務所に「被後見人の和光市に対する損害賠償請求について」が郵便にて到着
令和4年1月28日	和光市と豊泉法律事務所と示談折衝について、業務委託契約を締結
令和4年2月14日	豊泉法律事務所から成年後見人C弁護士へ国家賠償法第1条第1項の要件を満たさないため、損害賠償には応じられない旨の回答書を送付
令和4年6月28日	今回の訴状が市に郵送で到着。 豊泉法律事務所に訴状が提出された旨を連絡
令和4年6月30日	豊泉法律事務所より、弁護士費用の見積書を收受

【民事訴訟に係る裁判費用】

■金額：

(1)着手金 1,676,500円

※今回の補正予算成立後に契約締結し、速やかに執行予定

(2)実費 本件の処理に要する費用

(3)報酬金 4,061,400円

※(2)実費と(3)報酬金については今回補正予算時に
債務負担行為を実施(事件終了後に支払予定)

【今後の予定】

日付	内容
令和4年8月25日（木）	答弁書提出期限 ※答弁書作成に要する期間： およそ1ヶ月程度必要
令和4年9月1日（木） 午後2時	口頭弁論期日 出頭場所：さいたま地方裁判所 第105号法廷（C棟1階）

※ 裁判には概ね1年程度かかる見込み



早急に弁護士と業務委託契約締結が必要

【答弁書作成準備期間について】

民事裁判では、答弁書作成に通常1か月程度必要とされる

■ 1か月程度の時間を必要とする理由

- (1)市と委託弁護士による方針の決定に向けた協議・調整
- (2)訴状記載の主張に対する認否・市の主張作成
- (3)市の主張の裏付け証拠書類等調査や証拠説明書作成
- (4)国家賠償法1条関連及び関連判例の調査



以上の4項目について作業が必要であるため、1か月程度必要